

マイナンバーカードの「健康保険証利用」ご協力をお願い

【マイナ保険証について】

- ◀ 昨年、マイナンバーカードと健康保険証一体化の関係法令が公布され、**本年12月2日から健康保険証の新規発行は終了**することとなりました。
- ◀ 今後は、**マイナ保険証**(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みへ移行します。
- ◀ マイナンバーカードへの紐付け方法やメリットなどご案内いたしますので、ぜひご利用ください。

- ・ ご不明な点など問合せ先
ゼロ健康保険組合 担当:五嵐
TEL:044-549-3016

【マイナ保険証利用のメリット】

- ① マイナ保険証の利用で医療費が20円安くなる
- ② より良い医療を受けることができる
過去の健康診断結果やお薬情報が見られることで治療やお薬の処方に役立ちます
- ③ 手続きなしで高額医療の自己負担限度額を超える支払いを免除できる
＜現行＞入院時など医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」の発行申請をして窓口へ持参する必要がある
↓
＜今後＞ 認定証がなくても、自己負担限度額以上の支払いが免除される

なにが便利になるの？ メリット編

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000854411.mp4>

どうやって使うの？ 実践編

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000854412.mp4>

マイナ保険証 かんたん申込編

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000854413.mp4>

